**農地台帳の 閲覧・記録事項要約書 交付請求の手続きのお知らせ**

平成２７年　２月２６日

富士宮市農業委員会

農業委員会は、平成27年4月1日から、農地法第52条の規定による農地に関する情報提供の一環として、農地台帳の記載事項について、同条の3第1項に基づき、農地台帳の「閲覧」と「記録事項要約書交付」を行います。

**閲覧と記録事項要約書交付の内容**

（１）申請者は、下記項目を記載した「閲覧用農地台帳」を農業委員会窓口にて閲覧できるほか、その一部について「記録事項要約書」の交付を受けられます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 窓口閲覧 | 記録事項要約書 |
| 農地の所在、地番、地目及び面積 | ○ | ○ |
| 農振法・都市計画法等の区域区分 | ○ | ○ |
| 所有者等の氏名・名称 | ○ | - |
| 貸付けに関する所有者の意向 | ○ | ○ |
| 耕作者（賃借者）の氏名・名称 | ○ | - |
| 賃借権等の種類・存続期間 | ○ | ○ |
| 農地中間管理権の設定 | ○ | ○ |
| 遊休農地の措置の実施状況 | ○ | ○ |

（２）記載された事項について、農業委員会がその内容を証明するものではありませんのでご注意ください。

**手数料**

（１）農地台帳の閲覧農地1筆1件につき３００円。

（２）農地台帳記録事項要約書交付１通１件につき３５０円。

**申請方法**

（１）農地の所在、地番を確認のうえ、所定の様式により、直接、農業委員会事務局の窓口へ請求してください。

（２）申請は、申請書1通について最大５筆とし、申請1回当たりの申請筆数は１０筆を限度とします。

（３）担当者が不在の場合もありますので、閲覧、要約書の交付ともに原則として希望日の７日前までに事前予約をお願いします。

**ご注意ください**

（１）所在、地番が不明な農地の閲覧及び記録事項要約書交付はできません。

（２）閲覧する台帳をデジタルカメラ等で撮影することはできません。

（３）農地台帳に記載事項が無い農地に関する記録事項要約書は交付できません。

(４) 市街化区域内の農地は、公表の対象ではありません。

（５）その他、閲覧、要約書の交付については、農業委員会が定める「農地台帳の閲覧等に関する事務取扱要領」によるものとします。

**お問い合わせ先　富士宮市農業委員会事務局　電話 ２２－１１９３**